

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人社団 紀洋会

(策定) 平成 28 年 3 月 1 日

(最新変更) 平成 30 年 3 月 1 日

当法人の女性比率は法人全体で 79%と幅広い年代の女性が活躍している

女性の活躍を更に高め、全職員のワークライフバランスを支援する行動計画を策定する

計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

取組内容

1. 仕事と家庭の両立支援制度の拡充

女性の育児休業復職率 90%以上を維持できるよう、育児休業中の復職支援を継続的におこなうとともに、男女を問わず、仕事と家庭の両立を支援する取り組みとして、諸制度についての説明、働き方の見直しに資する整備をおこなう

2. 心身の健康のための総労働時間の削減、有給休暇取得の促進

毎週金曜日に設定されているノー残業デーの呼びかけ
業務改善提案制度の推進をおこない、改善好事例について情報を共有し 水平展開をはかる
年次有給休暇の取得しやすい環境を整える

3. 雇用における制度の拡大

育児・介護を理由とする退職について退職後も再応募しやすいつながりを保つ
男女問わず 65 歳以上の就労可能な職種の仕事内容の整理し システムを構築する

情報公表

管理職に占める女性労働者の割合 65.5%

係長級にある者に占める女性労働者の割合 63.6%

役員に占める女性割合 57.1%

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人社団 紀洋会
(策定) 2020年4月1日

仕事と子育て、その他生活全般において調和がとれた、働きやすい職場環境の整備を目指し、全ての従業員の能力を十分に発揮できるようにするため次の計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日
2. 取組内容

男性職員の育児参加の促進

男性職員の育児参画の更なる促進をおこなう

〈対策〉育児休業制度について、相談窓口、事業所内保育園の利用等、引き続き広く周知する

男性の育児休業取得と配偶者出産休暇の合計取得率 35%を目標とする

子育て支援に関する環境の整備

子供の看護のための休暇について制度の整備をおこなう

〈対策〉時間単位での取得制度の整備、取得対象範囲の拡大の検討
制度を取得しやすい環境づくりをおこなう

働き方の見直しに資する環境の整備

多様な働き方に資する労働条件の整備等をおこなう

〈対策〉短時間正職員制度の整備
所定外労働短縮に向けた環境づくりをおこなう